

社会福祉法人 アムール

アムール大町 訪問入浴介護事業

運 営 規 程

アムール大町 訪問入浴介護事業所

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アムール設置する アムール大町 訪問入浴介護事業所が行う訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問入浴介護の提供を確保するために人員及び管理運営に関する事項を内容とする規程を定め、事業所の訪問入浴介護員その他の従業者（以下「事務員等」という。）が適切な訪問入浴介護サービスを利用者に対して、提供できる事を目的とする。

(運営方針)

第2条

1 内容、手続きの説明及び同意

事業者は訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない事とする。

2 提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由なく訪問入浴介護の提供を拒んでは成らない。

3 サービス提供困難時の対応

事業者は、当該事業所の事業の実施、地域を勘案し、自ら適切な訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡を行い、又は適当な他の指定訪問入浴介護事業者等を紹介するなどの必要な措置を講じなければならないとする。

4 心身の状況などの把握

事業者は、訪問入浴介護の提供の開始に際しては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険、医療、又は福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。

5 居宅介護支援事業者との連携

事業者は、訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保険、医療、又は福祉サービスを提供する者との密接の連携に努めなければならない。

事業所は、訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して

適切な指導を行うと共に、居宅支援事業者に対する情報の提供及び保険、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

6 身分を証する書類の携行

事業者は、訪問入浴介護の提供に当たる従業員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められた時には、これを提示させなければならない。

7 受給資格などの確認

事業者は、訪問入浴介護の提供を求められた時には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定などの有無及び有効期間を確かめなければならない。

事業者は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って訪問入浴介護の提供を行わなければならない。

8 要介護認定などの申請に係る援助

事業者は、訪問入浴介護の提供の際に、要介護認定等を受けていないものについては、申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう援助しなければならない。

事業者は、居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期限が終了する1ヵ月前になされるよう、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

9 現物給付サービスの提供を受ける為の援助

事業者は、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護サービスを行う事業者へ依頼する旨を市町村に対して届け出ることにより、訪問入浴介護の提供を現物給付サービスの規程により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者に代わり当該居宅サービス事業者へ支払われる場合のサービス費に係る居宅サービス費を言う。居宅介護支援事業者に関する情報を提供するなど現物給付サービスを行うために必要な援助を行わなければならないとする。

10 居宅サービス計画に沿った訪問入浴介護の提供

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問入浴介護を提供しなければならない。

11 居宅サービス計画の変更の援助

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、居宅介護支援事業者へ連絡するなどの必要な援助を行う。

12 現物給付サービスの提供記録の記載

事業者は、現物給付サービスたる訪問入浴介護を提供した際には、訪問入浴介護を提供の提供日、種類及び内容並びに訪問入浴介護について法第41条第6項又は法第53条第4項の規程により利用者に代わって支払を受ける保険給付の額その他必要な記録を、被保険者証に添付される記録書に記載しなければならない。

13 保険給付の償還請求の為の証明書の交付

事業者は、訪問入浴介護に係る費用の支払を受けた場合には提供した訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に対して交付しなければならない。

14 利用者に関する市町村への通知

事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号に該当する場合には遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

15 訪問入浴介護の基本取扱い方針

訪問入浴介護は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行わなければならない。

事業者は、自らその提供する訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

16 訪問入浴介護の具体的取扱い方針

- 一 訪問入浴介護事業は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。
- 二 訪問入浴介護事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される訪問入浴介護サービスが技術、対応共に低下しない様に努力する。
- 三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者他の居宅サービス事業者、その他の保険、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 アムール大町 訪問入浴介護事業所
- 二 所在地 大町市大町4603番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 1名 以上
- 三 介護職員 2名 以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、盆 休（8月14日～8月15日）年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

二 営業時間 8：30～17：30

(訪問入浴介護事業の提供方法及び内容と利用料その他の費用の額)

第6条 訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

2 訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法などについて理解しやすいように説明を行う。

3 訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供をおこなう

4 訪問入浴介護の提供は1回の訪問につき看護職員1名、介護職員2名を以って行うものとしこれらのもののうち、1名を当該サービスの提供責任者とする。但、利用者の身体が安定している事などから、入浴により身体の状況等に支障を生ずる恐れがないと、認められる場合においては主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に変えて介護職員を充てることできる。

5 利用料は、厚生省令で定められた介護報酬の告示上の額とする。その他の費用は、通常の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した費用、交通費は、その実費を徴収する。(1キロ当たり20円を積算した額を交通費として徴収する。)

6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問入浴介護従事者は、現に訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通常地域の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

大田市、東筑摩郡（生坂村）、小谷村を除く北安曇郡、安曇野市（旧豊科町・旧穂高町・旧明科町）
長野市

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した訪問入浴に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事務所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 利用者が訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項

入浴前後の食事の摂取に関しては注意する事

- 2 訪問入浴事業所は訪問入浴介護従事者等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内 1ヶ月
 - 二 継続研修 月2回(実体験研修)
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又その家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

* その他衛生管理について

- 1 訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒した物を使用する。
- 2 訪問入浴介護従業者は、常に自分の健康管理に注意し、うがい、手洗いを習慣とすること。又感染症に対しても服衣は常に清潔にし、除菌、殺菌に注意を払うこと。

附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

- 第1回改訂 平成22年4月1日
第2回改訂 平成24年3月21日
第3回改訂 平成28年4月1日
第4回改訂 平成28年5月23日
第5回改訂 令和3年11月1日
第6回改訂 令和4年2月1日
第7回改訂 令和4年5月1日
第8回改訂 令和6年4月1日
第9回改訂 令和6年9月1日